

薬第 698 号
平成 27 年 12 月 24 日

保健所設置市薬務主幹課長 様

神奈川県保健福祉局生活衛生部薬務課長

向精神薬の適正流通及び管理に関する監視指導の強化について（依頼）

県の薬事行政の推進については、日ごろから御協力をいただきお礼申し上げます。

さて、平成 27 年 11 月 10 日付け薬生監麻発 1110 第 3 号により厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長から別添のとおり通知があり、卸売業者等関係団体に対して、向精神薬の不正取引に関係しているおそれがある場合には速やかに当職又は所轄する県保健福祉事務所へ情報提供するよう通知したところです。

については、国通知について御承知いただくとともに、貴市所管の関係業者等に対し必要に応じて御助言いただくようお願いします。また、卸売業者等関係業者から関係する情報の提供があった際には、当職宛て御連絡いただくよう重ねてお願いします。

（ 問い合わせ先

献血・薬物対策グループ 永利

電話 (045)210-1111 内線 4974



薬生監麻発 1110 第 3 号
平成 27 年 11 月 10 日

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
監視指導・麻薬対策課長
(公印省略)

向精神薬の適正流通及び管理に関する監視指導の強化について

今般東京都内の診療所の医師が、大量の向精神薬を営利の目的で不正に譲り渡す事件が発生し、関東信越厚生局麻薬取締部が同人を麻薬及び向精神薬取締法違反で逮捕しました。本件においては、当該医師が向精神薬を取り扱う卸売業者から大量の向精神薬を購入していたにもかかわらず、医薬品製造販売業者や向精神薬を取り扱う卸売業者等による適切な対応が取られず、結果的に大量の向精神薬が横流しされる事態となりました。

つきましては、下記事項に留意して、各地方厚生局麻薬取締部、貴管内関係団体（医師会、歯科医師会、薬剤師会等）、向精神薬を取り扱う卸売業者等との連携をより一層密にして向精神薬の適正な流通及び管理の徹底を図るとともに、向精神薬の不正流通の疑いを認知した場合には厳正に対処されるようお願いいたします。

記

留意事項

1. 向精神薬不正流通防止のために、貴管内医薬品製造販売業者、向精神薬を取り扱う卸売業者等との連携強化を図り、向精神薬の不正取引に関係しているおそれがある場合には速やかに情報提供するよう指導すること。併せて、関係団体の協力を得て、不正取引の防止に取り組むこと。
2. 管轄麻薬取締部と連携して、向精神薬を取り扱う卸売業者への立入検査を計画的に実施し、向精神薬の販売先、その数量等について確認するなどし、向精神薬の流通実態の把握に努めること。
3. ある時期を機に向精神薬の購入量が不自然に増加した病院、診療所、薬局等に対し、監視指導を強化すること。
4. 施設の規模と合致しない量の向精神薬又は標榜診療科目と合致しない向精神薬を購入している病院、診療所等に対し、監視指導を強化すること。



薬第 698 号
平成 27 年 12 月 24 日

関係団体（別記）様

神奈川県保健福祉局生活衛生部薬務課長

向精神薬の適正流通及び管理に関する監視指導の強化について（通知）

このことについて、平成 27 年 11 月 10 日付け薬生監麻発 1110 第 3 号で、厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長から別添のとおり通知がありましたので、貴会員への周知をお願いいたします。

（通知要旨）

このたび、東京都内の診療所の医師が、大量の向精神薬を営利の目的で不正に譲り渡す事件が発生し、関東信越厚生局麻薬取締部に麻薬及び向精神薬取締法違反で逮捕された。本件においては、当該医師が向精神薬を取り扱う卸売業者から大量の向精神薬を購入していたにも関わらず、医薬品製造販売業者や卸売業者等による適切な対応が取られず、結果的に大量の向精神薬が横流しされる事態となった。

ついては、地方厚生局麻薬取締部、都道府県、関係団体、向精神薬を取り扱う卸売業者等との連携をより一層密にして、向精神薬の適正な流通及び管理の徹底を図り、不正流通の疑いを認知した場合には厳正に対処するよう依頼があった。

問い合わせ先

献血・薬物対策グループ 永利
電話 (045)210-1111 内線 4974

別記

- 公益社団法人 神奈川県医師会長
- 一般社団法人 神奈川県歯科医師会長
- 公益社団法人 神奈川県獣医師会長
- 公益社団法人 神奈川県病院協会会長
- 公益社団法人 神奈川県病院薬剤師会長
- 一般社団法人 神奈川県精神科病院協会会長
- 神奈川県麻薬卸売協会 理事長
- 神奈川県精神神経科診療所協会会長

薬第 698 号
平成 27 年 12 月 24 日

神奈川県医薬品卸業協会 理事長 様
公益社団法人 神奈川県薬剤師会長 様

神奈川県保健福祉局生活衛生部薬務課長

向精神薬の適正流通及び管理に関する監視指導の強化について（通知）

県の麻薬・向精神薬等の取締行政については、日頃から御協力いただき御礼申し上げます。

さて、このたび東京都内の診療所の医師が、大量の向精神薬を営利の目的で不正に譲り渡し、関東信越厚生局麻薬取締部に麻薬及び向精神薬取締法違反で逮捕される事件が発生したことから、平成 27 年 11 月 10 日付け薬生監麻発 1110 第 3 号で厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長から別添のとおり通知がありました。

本件は、当該医師が向精神薬を取り扱う卸売業者から大量の向精神薬を購入していたにもかかわらず、医薬品製造販売業者や卸売業者等による適切な対応が取られず、結果的に大量の向精神薬が横流しされる事態となったものです。

つきましては、向精神薬の適正な流通及び管理の徹底を図るとともに、次のような事例等、不正流通の疑いを探知した場合には、当課又は所管する県保健福祉事務所あて情報提供いただきますよう、貴会員への周知をお願いいたします。

- 1 ある時期を機に向精神薬の購入量が不自然に増加した病院、診療所、薬局等
- 2 施設の規模と合致しない量の向精神薬又は標榜診療科目と合致しない向精神薬を大量に購入している病院、診療所等
- 3 その他向精神薬の購入量の多少にかかわらず、特段の理由なく通常とは異なる不審な依頼（例えば診療時間外の配達や、配達場所の変更等）を頻繁に求める病院、診療所、薬局等

（ 問い合わせ先
献血・薬物対策グループ 永利
電話 (045)210-1111 内線 4974 ）

薬第 698 号
平成 27 年 12 月 24 日

神奈川県製薬協会長 様

神奈川県保健福祉局生活衛生部薬務課長

向精神薬の適正流通及び管理に関する監視指導の強化について（通知）

県の麻薬・向精神薬等の取締行政については、日頃から御協力いただき御礼申し上げます。

さて、このたび東京都内の診療所の医師が、大量の向精神薬を営利の目的で不正に譲り渡し、関東信越厚生局麻薬取締部に麻薬及び向精神薬取締法違反で逮捕される事件が発生したことから、平成 27 年 11 月 10 日付け薬生監麻発 1110 第 3 号で厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長から別添のとおり通知がありました。

本件は、当該医師が向精神薬を取り扱う卸売業者から大量の向精神薬を購入していたにもかかわらず、医薬品製造販売業者や卸売業者等による適切な対応が取られず、結果的に大量の向精神薬が横流しされる事態となったものです。

つきましては、向精神薬の適正な流通及び管理の徹底を図るとともに、次のような事例等、不正流通の疑いを探知した場合には、当課又は所管する県保健福祉事務所あて情報提供いただきますよう、貴会員への周知をお願いいたします。

- 1 ある時期を機に向精神薬の購入量が不自然に増加した病院、診療所、薬局等
- 2 施設の規模と合致しない量の向精神薬又は標榜診療科目と合致しない向精神薬を大量に購入している病院、診療所等
- 3 特段の理由なく複数の卸売業者から同一の向精神薬を購入している病院、診療所、薬局等

問い合わせ先

献血・薬物対策グループ 永利
電話 (045)210-1111 内線 4974